議決事項

長岡市地域公共交通協議会規約の改正について

1 規約の改正点

別表(第6条関係)について、委員の役職名に合せた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員		
法第6条 第2項第3号	新潟県長岡地域振興局	企画振興部	地域振興 <u>監</u>

(旧)

(抜粋)

区分	委員		
法第6条 第2項第3号	新潟県長岡地域振興局	企画振興部	地域振興 <u>課長</u>

2 長岡市地域公共交通協議会規約(案)

次ページに示す。